



書道パフォーマンス甲子園

音楽使用に関する お願い〈予選〉

書道パフォーマンス甲子園実行委員会事務局

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川 4-6-55

四国中央市 教育委員会事務局 教育管理部 文化・スポーツ振興課

書道パフォーマンス甲子園振興室内

TEL : 0896-28-6037 FAX : 0896-28-6060

E-mail : info@shodo-performance.jp

～音楽使用にあたって～

大会で楽曲を使用するためには、「原盤権」と「著作権」の2つの権利をクリアする必要があります。そのためには、使いたい楽曲を管理しているレコード会社を確認することと、著作権管理団体である「JASRAC」や「NexTone」が必要な権利を管理していることを確認しなければなりません。使用にあたっては一定の手続きが必要ですが、これから確認いただく手順をクリアした楽曲を使用するようにしてください。クリアできていない楽曲については、個別に許可をとるなど、それぞれで対応いただく必要があります。

市販されている楽曲を使う場合、**1校が使用できるのは4曲まで**とします。ただし、各学校において個別に許諾を得た楽曲（著作権フリーの楽曲も含む）については、自由に使用することができます。

また、使用曲については、使用音楽報告書をご提出いただく必要がございますので、3ページからの手順に沿って確認をして、書類を作成いただきますようお願いいたします。

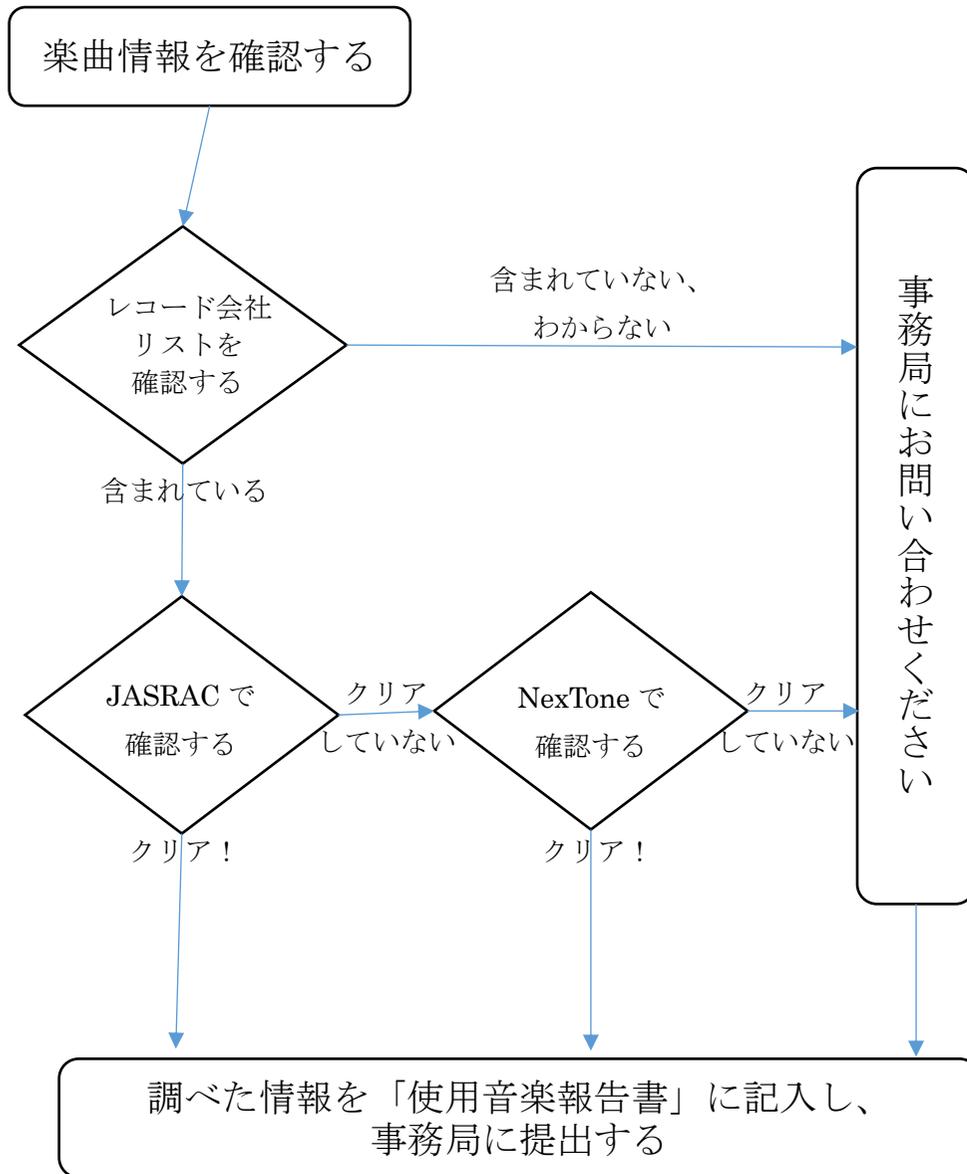
⚠ 注意 ⚠ くれぐれも、YouTube 上の素材やストリーミング配信を録音したものなど、無許可の音源は利用しないでください

使用できる楽曲

- ・ 指定するレコード会社所属で、「JASRAC」または「NexTone」において管理されている楽曲（次ページからの手順に沿って確認してください）
- ・ 各学校において許諾を得た楽曲

各学校にて手続きが必要な楽曲

- ・ 指定するレコード会社以外の楽曲
- ・ 「JASRAC」「NexTone」以外の団体が権利を管理している楽曲
- ・ Web 上で個人が公開している楽曲 など



—音楽使用までの流れ—

- ① 楽曲情報を確認する … P 3
- ② レコード会社のリストを確認する
(原盤権の確認) … P 4
- ③ JASRAC・NexToneで確認する
(著作権の確認) … P 5～
- ④ 使用音楽報告書を記入して事務局
へ提出する … P 10

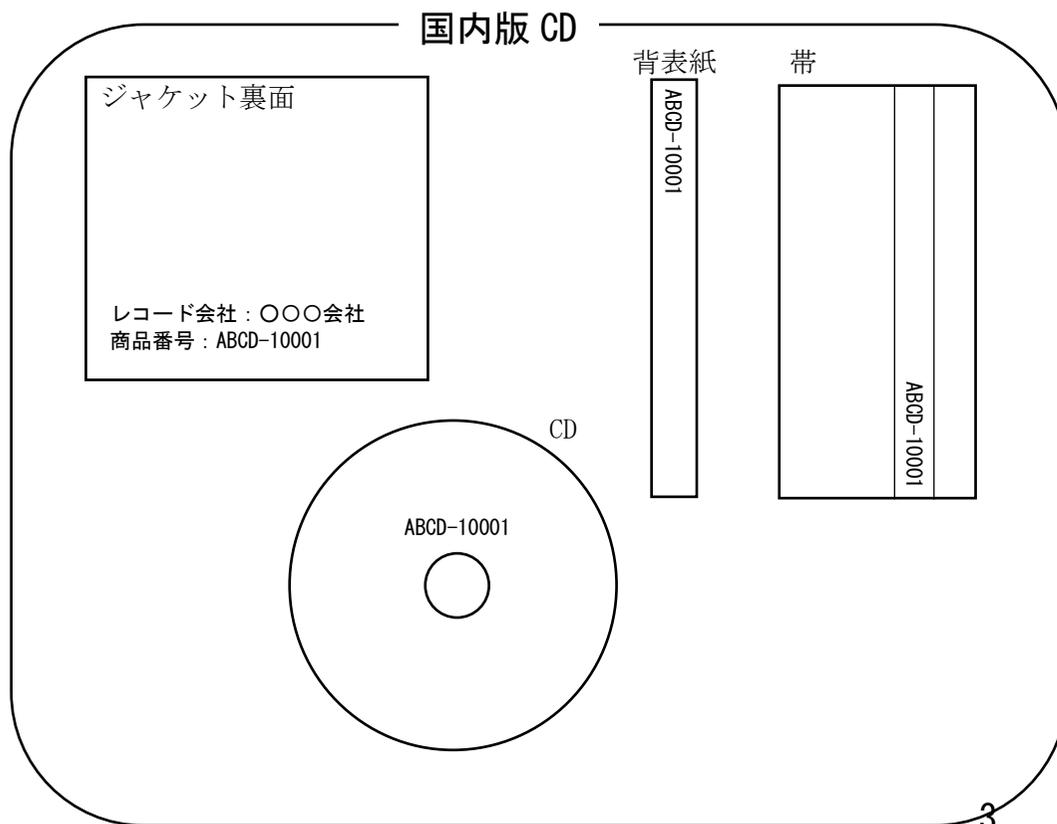
～使用までの確認手順～

① 楽曲情報の確認

まずは、使いたい楽曲の各種情報を確認してください。レコード会社のほか、可能な範囲で、商品番号などの情報をご確認ください。**レコード会社がわからない場合は、事務局にお問い合わせください。**

商品番号は、英数字4文字と数値1～5桁の組み合わせです。

(例) ABCD-10001、SVWC-7001、TBK-1 など



**※レコード会社がわからない場合は、事務局
にお問い合わせください。**

② レコード会社のリストを確認する

下の表に、使いたい楽曲のレコード会社があるかどうか確認してください。**会社名がない、レコード会社がわからないなどの場合は、事務局にお問い合わせください。**

1	株式会社 A-Sketch	16	株式会社ジャニーズ・エンタテインメント	31	株式会社バンダイナムコムミュージックライブ
2	株式会社 B ZONE	17	株式会社スペースシャワーネットワーク	32	株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント
3	株式会社 gifted (intense lab)	18	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント	33	株式会社フライングドッグ
4	株式会社 JVC ケンウッド・ビクターエンタテインメント	19	株式会社タニプロモーション	34	株式会社プライエイド・レコーズ
5	NBC ユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社	20	株式会社テイチクエンタテインメント	35	株式会社ポニーキャニオン
6	株式会社 P ヴァイン	21	株式会社テレビ朝日ミュージック	36	有限会社ムーンシャイン
7	株式会社 SDR	22	株式会社トイズファクトリー	37	株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ
8	株式会社イドエンターテインメント	23	東宝株式会社	38	ユニバーサル ミュージック合同会社
9	エイバックス・ミュージック・クリエイティヴ株式会社	24	株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ	39	株式会社よしもとミュージック
10	株式会社エル・ディー・アンド・ケイ	25	株式会社ドリーミュージック	40	株式会社ランブリング・レコーズ
11	キングレコード株式会社	26	ナクソス・ジャパン株式会社	41	有限会社リスペクトレコード
12	株式会社クロア	27	日本クラウン株式会社	42	ワーナー ブラザース ジャパン合同会社
13	株式会社グルーヴ・ミュージックカンパニー	28	日本コロムビア株式会社	43	株式会社ワーナーミュージック・ジャパン
14	株式会社コナミデジタルエンタテインメント	29	株式会社ハッツアンリミテッド		
15	株式会社ジェイ・ストーム	30	株式会社バップ		

③-1 JASRAC で確認する

【手順 1】 作品検索

JASRAC データベース で検索 ⇒ 「J-WID 了承画面」へ



了承画面

J-WID (J-WIDウェブサイト)は、著作権者の関係者(著作権者)からの届出や、外国の音楽著作権管理団体からの資料、利用実態に基づいて作成された作品データから成る作品検索データベースです。

注意事項

- JASRACに著作権者(権利者)の届出が、原則として全てJASRACに届出されていますが、所管領域(国)以外の作品は、掲載されていない場合があります。
- データは毎日更新されます。最新情報は、変更になる場合がありますのでご注意ください。
- 自動Syncによる検索は実行しませんが、PC/スマホの必要上、手動でアップデートを推奨する場合があります。
- J-WIDは最新の作品データのみを掲載しています。
- 著作権の発生、移転は、権利者の届出、権利者の同意に基づいて行われます。
- このデータベースは、著作権者の届出に基づいて作成されています。
- このデータベースの著作権は、一般に日本音楽著作権協会(JASRAC)に帰属しています。
- このデータベースの著作権は、一部について、権利を保有するものとして無断で複製、転載、転送することは、法律で禁止されています。

作品利用に関する重要なお知らせ

上記の内容に了承して検索に進む

検索画面

作品コード (完全一致) ISWC (完全一致)

作品タイトル

著作者名

アーティスト名

出版者名

検索対象作品

クリア 検索

検索結果

作品コード 207-7512-1

35 XXXV SECRET TRACK

この作品は、JASRACが著作権を管理しています。

内外 内国作品 出典 PO(出版者作品画)

管理状況(利用分野)

演奏 複製 録音 出版 貸与 ビデオ 映画

複合 放送 配信 透カラ

広告 CM送録 映録 録音 ビデオ 出版 ゲーム 録音 ビデオ

作品タイトルでの検索をおすすめします。アーティスト名ではヒットしない可能性があります。

作品情報が見つかった場合は、次ページに進んでください。
※見つからない場合は、事務局にお問い合わせください。

【手順2】録音・ビデオ欄の確認

■ 録音・ビデオ欄が両方とも「○」の場合

管理状況(利用分野) ①

演奏 演奏会等 上映/BGM 社交場/カラ

複製 録音 出版 貸与 ビデオ 映画

複合 放送 配信 通カラ

広告 CM送録 映録 録音 ビデオ 出版

ゲーム



著作権クリア！
10 ページへ進んでください。

管理状況詳細 放送

著作者/出版者情報			管理情報		
No.	著作者/出版者 ①	識別 ①	契約 ①	所属団体 ①	特記 ①
1	ONE OK ROCK	作詞			
2	ONE OK ROCK	作曲			
3	アミューズ	出版者		JASRAC	

録音かビデオのマークをクリックすると「管理状況詳細」が表示されます。使用音楽報告書に作詞者・作曲者が必要ですので確認しておいてください。

■ それ以外の場合

(例)

・ 録音「△」ビデオ「○」の場合

複製 録音 △ 出版 貸与 ビデオ ○ 映画 ×

・ 録音「×」ビデオ「○」の場合

複製 録音 × 出版 貸与 ビデオ ○ 映画 ×

・ 録音「△」ビデオ「△」の場合

複製 録音 △ 出版 貸与 ビデオ △ 映画 ×

・ 録音「×」ビデオ「×」の場合

複製 録音 × 出版 貸与 ビデオ × 映画 ×



JASRAC が音楽の一部または全部を管理しておらず、使用不可の可能性があります。JASRAC が管理していない利用分野を NexTone が管理している場合がありますので、次ページの手順に沿ってご確認ください。

③-2 NexTone で確認する

【手順1】作品検索



nextone データベース で検索 ⇒ 「NexTone 作品検索データベース 利用規約」へ

了承画面

NexTone

データベースの検索窓をNexTone以外のサイトに設置し、及び/または、NexTone以外のサイトから作品データベースを利用することを禁じます。

第5条 (免責事項)
第4条に定める行為により、利用者において不利益となるような事態が発生した場合であっても、NexToneでは一切責任を負わないものとします。

第6条 (損害賠償)
利用者が第4条に定める行為、その他の行為によりNexToneに損害を与えた場合、NexToneは当該利用者に対して損害賠償等を求めることがあります。

第7条 (著作権)
作品データベースの著作権は、NexToneに帰属しています。

第8条 (準拠法、裁判管轄)
本規約の準拠法は日本法とします。また、作品データベース、及び本規約に関連してNexToneと利用者の間で生じた紛争については東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

以上へ同意の上、作品データベースを利用する

© 2017 NexTone, Inc.

検索画面

NexTone

作品検索データベース

フリーワード 部分一致

※複数の条件を指定する場合は、キーワード間にスペースを入力してください。

▲ 詳細検索

作品コード 完全一致

作品名 すべて 部分一致 部分一致

著作者名 部分一致 部分一致

権利者名 部分一致 部分一致

アーティスト名 部分一致 部分一致

管理区分 一括チェック 複製利用 トイイ デジタル ゲーム 映画 広告 配信 放送 出版 貸与(CDレガ) 通信がた 演奏会・催物等 上映・BGM 社交場・教材

50 件ずつ表示 作品名 昇順 で表示

検索

検索条件クリア

フリーワード・JASRACコード・作品名・アーティストなどで検索してください。

検索結果

NexTone

作品検索データベース

フリーワード 部分一致

※複数の条件を指定する場合は、キーワード間にスペースを入力してください。

▲ 詳細検索

作品コード 完全一致

作品名 すべて 部分一致 部分一致

著作者名 部分一致 部分一致

権利者名 部分一致 部分一致

アーティスト名 部分一致 部分一致

管理区分 一括チェック 複製利用 トイイ デジタル ゲーム 映画 広告 配信 放送 出版 貸与(CDレガ) 通信がた 演奏会・催物等 上映・BGM 社交場・教材

50 件ずつ表示 作品名 昇順 で表示

検索

検索条件クリア

検索結果: 1件 (1~1件を表示)
※検索結果には、登録終了後1年未満の作品も表示しております

※管理状況の表記
○: NexToneが著作権を管理しています。
△: NexToneが一部の著作権を管理しています。
×: NexToneは著作権を管理しておりません。

作品コード	作品名	著作者名	アーティスト名	複製										演奏						
				トイイ	デジタル	ゲーム	映画	広告	配信	放送	出版	貸与	通称	演奏会	上映	社交場	教材			
N00089948	EZ_DO_DANCE	小室 哲也	trf	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×

作品情報が見つかった場合は、次ページに進んでください。

※見つからない場合は、事務局にお問い合わせください。

【手順2】オーディオ・ビデオ欄の確認

■ オーディオ・ビデオ欄が両方とも「○」の場合

複製					配信	放送	出版	貸与	通称	演奏		
オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告						演奏会 催物等	上映 BGM	社交場 かた
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×



著作権クリア！
10ページへ進んでください。

■ オーディオ・ビデオ欄のどちらかが「×」または「△」の場合

複製					配信	放送	出版	貸与	通称	演奏		
オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告						演奏会 催物等	上映 BGM	社交場 かた
○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×



JASRAC の管理状況をもう一度確認する。

▼JASRAC の管理状況

複製	録音	出版	貸与	ビデオ	映画
	×	×	×	○	×

	録音 (オーディオ)	ビデオ
JASRAC	×	○
NexTone	○	×

※「JASRAC」と「NexTone」
の2団体にまたがって
いても、管理していること
が確認できれば、問題
ありません



著作権クリア！
作詞者・作曲者を確認し10ページへ。

○が2団体で揃えば問題ありません！

■ それ以外の場合

(例)

- ・オーディオ「△」ビデオ「○」、または逆の場合

複製				
オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告
△	○	×	△	×

- ・オーディオ「△」ビデオ「△」の場合

複製				
オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告
△	△	×	△	×

- ・オーディオ「×」ビデオ「×」の場合

複製				
オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告
×	×	×	×	×

使用が難しい可能性があります。場合によっては使用曲の変更をお願いするか、各学校に対応していただくこととなる場合があります。まずは、事務局までご連絡ください。

④ 使用音楽報告書の書き方について

使用音楽報告書は、大会運営において管理が必要なため、ご提出をお願いするものです。使用されたすべての曲を記録するために、フリー音源や各学校にて許諾を得た音楽（外国曲等）についても記入していただきますようお願いいたします。

1曲目			
使用時間		曲名	
作詞者名		作曲者名	
歌手・演奏者		アルバム名	
商品番号		レコード会社または レーベル	

1. 原盤権に関する情報

▼あてはまるものに「✓」を記入してください

<input type="checkbox"/>	①原盤権フリーの楽曲(個人でフリーとして配布しているもの等)	<input type="checkbox"/>	②出場校が著作権者から個別に許諾を得た原盤
<input type="checkbox"/>	③CDショップやダウンロードサイトで購入できる楽曲	→	レコード会社の表に名前がある <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>

レコード会社名が、リストに含まれているかどうか確認してください。

2. 著作権に関する情報

▼あてはまるものに「✓」を記入してください

<input type="checkbox"/>	①著作権フリーの楽曲(個人でフリーとして配布しているもの等)	<input type="checkbox"/>	②出場校が著作権者から個別に許諾を得た楽曲
<input type="checkbox"/>	③マニュアルに沿って著作権がクリアされた楽曲		

▼「JASRAC」と「NexTone」での管理状況を「○」「△」「×」で記入してください

JASRAC	<input type="checkbox"/>	録音	<input type="checkbox"/>	ビデオ	作品コード	
NexTone	<input type="checkbox"/>	オーディオ	<input type="checkbox"/>	ビデオ	作品コード	

「③マニュアルに沿って著作権がクリアされた楽曲」に✓を入れた方のみ記入してください。

～本戦に出場する場合の取り扱いについて～

本戦出場が決定した場合、予選時とは違う項目を確認していただく必要があります。以下に当てはまらない場合、その曲が使えないことがありますのでご注意ください。本戦出場時には改めて使用音楽報告書を提出いただくこととなりますが、事前に相談したい方は事務局までお問い合わせください。

■ JASRAC の場合：「演奏会等」、「録音」の2項目が「○」

管理状況(利用分野) ①

演奏	<input checked="" type="radio"/> 演奏会等	<input type="radio"/> 上映/BGM	<input type="radio"/> 社交場/カラ	複製	<input checked="" type="radio"/> 録音	<input type="radio"/> 出版	<input type="radio"/> 貸与	<input type="radio"/> ビデオ	<input type="radio"/> 映画
複合	<input type="radio"/> 放送	<input type="radio"/> 配信	<input type="radio"/> 通カラ						
広告	<input type="radio"/> CM送録	<input type="radio"/> 映録	<input type="radio"/> 録音	<input type="radio"/> ビデオ	<input type="radio"/> 出版	ゲーム	<input type="radio"/> 録音	<input type="radio"/> ビデオ	

曲の使用に影響はありませんが、点線の項目（.....）が「○」でない場合、テレビ放送や配信の際に音が差し替えられる場合がありますので、ご了承ください

■ NexTone の場合：「オーディオ」、「演奏会・催物等」の2項目が「○」

複製					演奏							
オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告	配信	放送	出版	貸与	通カ	演奏会 催物等	上映 BGM	社交場 カラ
<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									